

新	旧
<p data-bbox="360 248 913 280">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p data-bbox="203 344 981 376">（店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略）</p> <p data-bbox="185 440 719 472">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p data-bbox="185 488 1104 568">（○為替変動リスク～○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて（3） 省略）</p> <p data-bbox="203 632 562 663">（4）ロスカットに伴うリスク</p> <p data-bbox="185 679 1104 1286">本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、<u>提示されている</u>レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。</p>	<p data-bbox="1301 248 1854 280">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p data-bbox="1144 344 1921 376">（店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略）</p> <p data-bbox="1126 440 1659 472">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p data-bbox="1126 488 2045 568">（○為替変動リスク～○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて（3） 省略）</p> <p data-bbox="1144 632 1503 663">（4）ロスカットに伴うリスク</p> <p data-bbox="1126 679 2045 1286">本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、<u>注文</u>レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。</p>

<p>((5) 省略)</p> <p>(6) モバイル（携帯電話）等取引ツールのご利用に伴うリスク モバイル等取引ツールでは、<u>取引方法等</u>に一部制限がございます。</p> <p><u>また、モバイル等取引ツール</u>を利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。</p> <p>さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、または無効となる可能性があります。モバイル等取引ツールを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因で本取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。本取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、誤った価格が表示される等、本取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。</p> <p><u>加えて、モバイル等取引ツールで表示される各通貨ペアの外国為替レートの更新頻度は、パソコン版の取引ツールでの更新頻度と比較して低くなっています（生成・配信されている外国為替レートの数や価格等は、パソコン版の取引ツール、モバイル等取引ツールのどちらをご利用いただいても同一です）。</u></p> <p>本取引システムを利用する際に用いられるお客様のログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者</p>	<p>((5) 省略)</p> <p>(6) モバイル（携帯電話）等取引ツールのご利用に伴うリスク モバイル等取引ツールは、<u>お取引における補助的役割を果たすものであり、取引方法等</u>に一部制限がございます。</p> <p>モバイルを利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。</p> <p>さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、または無効となる可能性があります。モバイルを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因で本取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。本取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、誤った価格が表示される等、本取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。</p> <p>本取引システムを利用する際に用いられるお客様のログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者</p>
---	---

<p>が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。 （以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>口座開設について</p> <p>口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。</p> <p>FX 取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社では FX 取引口座を開設して頂く場合には、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>1. FX 取引の特徴、仕組み、取引条件及びリスク等について、店頭外国為替証拠金取引約款及び本説明書を熟読し、かつ、店頭外国為替証拠金取引約款及び本説明書の内容に承諾及び同意していただくこと。</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 《個人のお客様の場合》 (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解している</p>	<p>が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。 （以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>口座開設について</p> <p>口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。</p> <p>FX 取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社では FX 取引口座を開設して頂く場合には、<u>原則として個人でパソコンをお持ちの方を対象として</u>、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>1. FX 取引の特徴、仕組み、取引条件及びリスク等について、店頭外国為替証拠金取引約款及び本説明書を熟読し、かつ、店頭外国為替証拠金取引約款及び本説明書の内容に承諾及び同意していただくこと。</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 《個人のお客様の場合》 (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解している</p>
---	---

<p>こと。</p> <p>(2) ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>(3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(4) 本取引にかかる法令その他諸規則<u>又は</u>定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(5) ご自身専用でかつパソコン<u>又はスマートフォン</u>で利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコン<u>又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォン</u>でお取引することができる環境があること。</p> <p>(7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(9) ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。</p> <p>(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他<u>法令規則</u>上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。</p> <p>(12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類と</p>	<p>こと。</p> <p>(2) ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>(3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(4) 本取引にかかる法令その他諸規則<u>または</u>定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコンお取引することができる環境があること。</p> <p>(7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(9) ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。</p> <p>(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他<u>金融商品取引法</u>上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。</p> <p>(12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類と</p>
---	---

<p>して当社の指定するものをご提出いただけること。</p> <p>(13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>又は</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自己</u>の責任とすること。 <p>※反社会的勢力には、法令<u>規則</u>その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p> <p><u>(15)日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会の会員の役職員等ではないこと。</u></p> <p><u>(16)</u>その他当社が定める基準を満たしていること。</p>	<p>して当社の指定するものをご提出いただけること。</p> <p>(13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>または</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自分</u>の責任とすること。 <p>※反社会的勢力には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(15)</u>その他当社が定める基準を満たしていること。</p>
---	---

<p>※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>(1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。</p> <p>(2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</p> <p>(3) 本取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(4) 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。</p> <p>(5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコンでお取引することができる環境があること。</p> <p>(7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。</p> <p>(11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類を</p>	<p>※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>(1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。</p> <p>(2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</p> <p>(3) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(4) 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。</p> <p>(5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコンでお取引することができる環境があること。</p> <p>(7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。</p> <p>(11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類を</p>
---	---

<p>ご提出いただけること。</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>又は</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自己</u>の責任とすること。 <p>※反社会的勢力には、法令<u>規則</u>その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p> <p>(13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>(14) その他当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p>	<p>ご提出いただけること。</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>または</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自分</u>の責任とすること。 <p>※反社会的勢力には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p> <p>(13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>(14) その他当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引担当者は1口座につき1名。 ○ 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ○ 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。 ○ 日本国内に居住する20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。 ○ 口座名義人である法人の<u>役職員であること。</u> ○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>又は</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自己</u>の責任とすること。 <p>※反社会的勢力には、法令<u>規則</u>その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引担当者は1口座につき1名。 ○ 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ○ 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。 ○ 日本国内に居住する20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。 ○ 口座名義人である法人に<u>籍があること。</u> ○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>または</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自分</u>の責任とすること。 <p>※反社会的勢力には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p>
--	--

<p>○ 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>○ その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～4. 省略)</p> <p>5. 決済 決済は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です。）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点の配信レート of 仲値により円換算します。また、決済による損益は即時に預託証拠金額に反映されます。<u>なお、モバイル等取引ツールでは、取引方法等に一部制限があります。</u></p> <p>(6. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度</p>	<p>○ 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>○ その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～4. 省略)</p> <p>5. 決済 決済は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です。）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点の配信レート of 仲値により円換算します。また、決済による損益は即時に預託証拠金額に反映されます。</p> <p>(6. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度</p>
--	---

1) 毎営業日のマーケットクローズ時点で証拠金維持率判定（毎営業日の終値により計算）を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合には、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。お客様が、当該翌営業日の04時59分までに、お客様の取引口座に入金する等により追加証拠金を解消しない限り、当該翌営業日の05時00分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

(以下、省略)

(9. ～10. 省略)

11. 取引時間

取引時間及びシステムメンテナンス時間（取引／約定不可）は以下のとおりです。

	取引時間	システムメンテナンス時間
夏時間	月曜 07時00分－ 土曜 05時50分	土曜 12時00分－18時00分
冬時間	月曜 07時00分－ 土曜 06時50分	土曜 12時00分－18時00分

※ 当社における営業日とは、夏時間の期間は、当日06時00分から翌日05時59分まで（金曜日のみ翌土曜日の05時50分まで）をいい、冬時間の期間は、当日07時00分から翌日06時59分（金曜日のみ翌土曜日の06時50分まで）までをいい、営業日の

1) 毎営業日のマーケットクローズ時点で証拠金維持率判定（毎営業日の終値により計算）を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合には、追加証拠金が発生します。お客様は、当該追加証拠金が発生した翌営業日の04時59分までに、お客様の取引口座に入金する等により追加証拠金を解消しない限り、追加証拠金が発生した翌営業日の05時00分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

(以下、省略)

(9. ～10. 省略)

11. 取引時間

取引時間及びシステムメンテナンス時間（取引／約定不可）は以下のとおりです。

	取引時間	システムメンテナンス時間
夏時間	月曜 07時00分－ 土曜 05時50分	土曜 12時00分－18時00分
冬時間	月曜 07時00分－ 土曜 06時50分	土曜 12時00分－18時00分

※ 営業日の切り替えは、06時00分（冬時間は07時00分）に行われます。

切り替えは、夏時間の期間は 06 時 00 分に、冬時間の期間は 07 時 00 分に行われます。

- ※ 土曜一月曜のシステムメンテナンス時間以外の時間帯は DMM FX 取引画面にログインが可能で、その他、クイック入金、出金予約、振替入出金、指値注文（新規、決済）、逆指値注文（新規、決済）、並びに注文の取消し・変更も可能です。なお、約定はしません。
- ※ 外国為替市場が休場となる日（元日、クリスマス等）、実質的に外国為替市場が休止となる日、及びその他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。
- ※ システム障害、その他の障害の発生中は取引ができなくなる場合があります。
- ※ 突発的なシステム障害の発生を除き、取引ができない場合や取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

（以下、省略）

1 2. 注文の種類

（途中省略）

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション **（同一の通貨ペアに限りませ**

- ※ 土曜一月曜のシステムメンテナンス時間以外の時間帯は DMM FX 取引画面にログインが可能で、その他、クイック入金、出金予約、振替入出金、指値注文（新規、決済）、逆指値注文（新規、決済）、並びに注文の取消し・変更も可能です。なお、約定はしません。
- ※ 外国為替市場が休場となる日（元日、クリスマス等）、実質的に外国為替市場が休止となる日、及びその他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。
- ※ システム障害、その他の障害の発生中は取引ができなくなる場合があります。
- ※ 突発的なシステム障害の発生を除き、取引ができない場合や取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

（以下、省略）

1 2. 注文の種類

（途中省略）

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジションを一括で成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。

<p>ジ幅を設定することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。 <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><input type="checkbox"/> マージンカット（まーじんかっど）—Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の午前4</p>	<p>ん。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。 <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><u><input type="checkbox"/> フォワードレート（ふおわーどれーと）</u> <u>先渡し価格（将来の特定の期日で約定させるレート）</u></p> <p><input type="checkbox"/> マージンカット（まーじんかっど）—Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の午前4</p>
--	--

<p>時59分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の午前5時00分（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります）に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p> <p>（例えば、金曜日のマーケットクローズ時点（<u>夏時間：土曜日06時00分、冬時間：土曜日07時00分</u>）で証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の<u>04時59分</u>（火曜日の早朝）までに追加証拠金が0円とならなければ、火曜日<u>05時00分</u>にマージンカットとなります。）</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 29 年 2 月 4 日 改訂</u></p> <p>（反社会的勢力に対する基本方針 省略）</p>	<p>時59分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の午前5時00分（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります）に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p> <p>（例えば、金曜日のマーケットクローズ時点（土曜日<u>早朝</u>）で証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の<u>午前4時59分</u>（火曜日の早朝）までに追加証拠金が0円とならなければ、火曜日<u>午前5時00分</u>にマージンカットとなります。）</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略）</p> <p>（反社会的勢力に対する基本方針 省略）</p>
--	---